

みえの子ども「夢★実★現」応援プロジェクト業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

子どもたちが自らの力を発揮して育つことができるよう、子どもたちの様々な夢や希望の実現に向けて具体的に取り組む活動を全力で応援します。

「将来進みたい分野（調理、芸術等）の勉強してみたい」、「地域を盛り上げるイベントを起こしたい」など子どもたちが創意あふれる熱い思いをもとに、子どもたち自身が考え、工夫し、教員や地域の方などと話し合いながら、自分たちの夢を具体的に実現する取組を募集し、みえ次世代育成応援ネットワーク等の各種専門家による審査をへて、採択された夢について各種支援を行います。また、夢実現した子どもたちによる実践報告会を開催するなど、みえの子どもたちのロールモデルとなるよう各種情報発信を行います。

2 業務の内容

- (1) 業務名 みえの子ども「夢★実★現」応援プロジェクト業務
- (2) 業務内容 別添「業務仕様書」による
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

3 契約上限額

金1,663,659 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託業務実施の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課（以下「県」という。）と協議しながら進めるものとします。
- (2) 委託業務の履行にあたって、県と綿密な連絡及び迅速な対応をするものとします。

5 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「みえの子ども「夢★実★現」応援プロジェクト業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定します。

6 参加条件

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止資格措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

7 企画提案参加の意思表示および手続等

企画提案コンペに参加を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

- (1) 提出期限 平成30年3月13日（火）正午必着（期限厳守）
- (2) 提出場所 三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課
- (3) 提出方法 上記（2）の提出場所に、下記（5）の提出書類各1部を持参または郵送等にて提出すること。（メールやFAXでの提出は受け付けません。）
- (4) 受理確認 郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて19の担当部局に受理の確認をしてください。
- (5) 提出書類
ア 企画提案コンペ参加資格確認書（様式1）
イ 上記アの添付書類
- (6) 企画提案参加者の資格審査及び結果通知
提出された「企画提案コンペ参加資格確認書」等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、全ての参加意思表示者に対し平成30年3月14日（水）に通知します。

8 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合は、次のとおり文書の提出により行ってください。

- (1) 質問の受付期限
平成30年3月16日（金）正午必着（期限厳守）
- (2) 質問の提出
19の担当部局まで、電子メールによるものとします。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、電子メール送信後、電話にて着信の確認を行ってください。
なお、質問には、組織名のほか、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。
- (3) 質問の内容
質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等にはお答えできません。
- (4) 質問に対する回答
いただいた質問に対する回答については、平成30年3月19日（月）17時までに三重県ホームページに掲載します。

9 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書等の提出者
企画提案書等は、上記7（6）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。
- (2) 提出期間
平成30年3月23日（金）から27日（火）17時必着（期限厳守）
- (3) 提出場所
上記7（2）に同じ

(4) 提出方法

上記(3)の提出場所に、下記10の提出書類各1部を持参または郵送等にて提出すること。(メールやFAXでの提出は受け付けません。)

(5) 受理の確認

企画提案書等を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて19の担当部局に受理の確認をしてください。

10 提出を求める企画提案書等の内容

(1) 企画提案書 9部

原則A4版、両面印刷、文字サイズ概ね10ポイント以上。表紙を含め20ページ以内(長辺側を綴じてください)。

なお、企画提案書には2(2)業務内容(業務仕様書)に関して、下記の事項について実際に履行可能な内容を記載してください。

ア 業務の実施方針

イ 業務の実施計画(業務実施の手法、内容、スケジュール等)

ウ 業務の実施体制

職員の配置、業務に係る社外組織との連携体制等について記載してください。

エ 類似業務の実績

類似業務の実績があれば、その実施内容(実施年度、事業名、契約相手先)を記載してください。(5件まで)

(2) 見積書 9部(正本1部、写し8部でも可)

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳の可能な限り詳細に記載してください。

ア 見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に108分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

イ 代表者印を押印してください。

11 最優秀企画提案者の選定・評価方法

(1) 選定方法

企画提案コンペ(書類及びプレゼンテーション審査)

(2) 評価方法

企画提案書を以下のとおり、的確性、企画性・創意工夫、専門性、実行性・計画性、実施体制、経済性について個々に評価を行い、総合点で最終提案者を選定することとします。

ア 的確性

- ・県の意図を理解し、業務目的に沿った提案となっているか。
- ・実施の手法等は的確で、合理的かつ具体性があるか。

イ 企画性・創意工夫

- ・業務の実施に対する企画性や独自の工夫が見られるか。

ウ 専門性

- ・子どもたちとのやる気や思いを受け止め、きめ細かな対応することができるか。
- ・専門的なアイデアが取り入れられているか。
- ・当該業務を実施する豊富な知識と経験を有しているか。

エ 実行性・計画性

- ・事業の遂行に十分な能力があるか。
- ・実施スケジュールが具体的で、計画を確実に実行できる体制が整備された提案となっているか。

オ 実施体制

- ・業務実施にあたっての県との連絡体制は十分か。また、社内体制及び業務に係る社外組織との連絡体制は十分か。

カ 経済性

- ・費用対効果の観点から、効率的な内容となっているか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適切か。

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案書の提出後、選定委員会において書面審査及びプレゼンテーション審査を行います。

ただし、選定委員会の書面審査において、不採択とされた企画提案書等は選定対象から除外し、プレゼンテーション審査は行わないものとします。この場合は、平成30年3月28日（水）に不採択とされた参加者に対し、文書により通知します。

ア プレゼンテーション審査の実施日

- ①開催日 平成30年3月29日（木）（予定）
- ②場 所 三重県津市広明町13番地 三重県庁（予定）
- ③説明者 3名以内
- ④実施方法 提出いただいた企画提案資料のみによるものとします。（パワーポイント等の使用は不可）

※プレゼンテーション審査の時間及び開催場所については、平成30年3月27日（火）に、電話又は電子メールで通知します。

イ 選考結果の通知

選考結果については各参加者に対し文書で通知します。

12 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所、氏名又は押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積書を提出したとき。

- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

13 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納証明書その3 未納税額がないこと用」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し(発行手数料は有料)。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し(発行手数料は無料)。
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

14 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課において行います。

15 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、業務委託完了後において別途指示する日時において実施します。

16 委託料の支払い方法、及び支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

17 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

18 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 出された応募書類等については、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。
また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととします。
- (6) この参加説明書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします。
- (7) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。
- (8) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。
- (9) 受託者は受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えた時は、その損害の責めを負うものとする。
- (10) 受託者は委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (11) 三重県は必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施できるものとする。
- (12) 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。
- (13) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとする。
- (14) 本企画提案コンペは予算議決前の契約準備行為であることから、当該企画提案コンペの選考結果の効果は、予算発効時において生じます。
- (15) 受注者が業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期

- 等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (16) 受注者が(15)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部子ども・家庭局 少子化対策課 子どもの育ち推進班

担当者 太田、北川

電話 059-224-2269 F A X 059-224-2270

E-mail shoshika@pref.mie.jp